## 東京都市計画一団地の住宅施設の変更(練馬区決定)

都市計画上石神井一団地の住宅施設を廃止する。

理由:上石神井四丁目地区地区計画の決定に伴い、良好な居住環境の住宅を確保するため、既設住宅の住宅改善を行い、併せて公共・公益的施設の整備 を図るため一団地の住宅施設を廃止する。

参考 旧計画書(東京都市計画上石神井一団地の住宅施設)

名		位	置	面	積	建築物(密度)の限度			配置の方針
	称					建築面積の敷		住 宅 の 予定戸数	公共施設
						地面積に対す る割合			道路
上石神地の住:	井一団 宅施設	練馬区上 <sup>2</sup> 丁目、石 <sup>2</sup> 丁目及び <sup>2</sup> 七丁目各 <sup>1</sup>	神井台四 石神井台	約 9	. 9ha	3/10	10/10	(中層)約 1,210 戸	団地内には幅員4m~6mの通路を適宜配置する。

配置の方針												
			公共施設	公益的施設	住宅							
	公園及	び緑地			その他の公共施設		任 七					
種別	名称	面積	備考	上水道	上水は、東京都水道事業	集会所 4ヶ所						
都市計画緑地	石神井川緑地	2. 34ha	昭32.12.21 建設省告示第1,689号	下水道	より供給を受ける。 汚水は、公共下水道に直 接放流する。	管理事務所1ヶ所保育所2ヶ所店舗10ヶ所	住宅は中層住宅とし、冬至において概ね4時間以上の日照を確保するほか、団地内外の住環境に留意し					
児童公園 児童遊園 緑地	2ヶ所約0.56ha4ヶ所約0.28ha約0.28ha			ガス	ガスは、東京ガス㈱より供給を受ける。	世界	配置する。					

「区域並びに公共・公益的施設及び住宅の配置は計画図表示のとおり」